

鳥取市補助金カルテ

NO.	285	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金				
概要	中心市街地内の遊休不動産を活用した事業化に伴う建物改修等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3402）中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R4	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	遊休不動産利活用件数1件（第12次総施計画KPI（毎年度3件）達成に寄与すること）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	遊休不動産利活用推進事業費					
R8予算	1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	事業化支援 1,000千円×1件 ※中活ソフト対象事業 一般財源所要額の1/2に対して特別交付 税措置あり			R7 (見込)	1	997
				R6	2	1,200
				R5	1	868
				R4	0	0
補助率・補助額	3分の2			上限額	200千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に拠点を置く団体または個人
交付要件	・遊休不動産等活用検討事業で検討された事業の事業化又は鳥取市中心市街地活性化協議会が実施する遊休不動産マッチング事業に伴う事業化
対象経費	・事業化支援 事業化を行うために要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	R8年度中にリノベーションまちづくりの構想の改訂を行い、それに伴って本補助制度を廃止し、新たな支援制度を構築予定。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている

鳥取市補助金カルテ

NO.	286	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金				
概要	鳥取市中心市街地活性化協議会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中心市街地活性化基本計画における目標指標に準じる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化協議会運営助成事業費					
R 8 予算	1,500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	3,000千円×1/2=1,500千円			R 7 (見込)	1	1,500
				R 6	1	1,500
				R 5	1	1,336
				R 4	1	1,428
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中心市街地活性化協議会
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項により組織された中心市街地活性化協議会
対象経費	給与、賃金 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 手数料 交際費（開店祝い花輪に係る経費に限る。）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実地検査で証憑書類を確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	50.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	○	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4（人件費）公益事業を主とした団体のため収益性が低く人件費を補助対象としないと安定的な運営が損なわれるため。（交際費）開店祝花に係る経費に限定しており、補助事業の遂行に不可欠かつ交付目的に合致した経費であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	287	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金(中心市街地活性化事業費)				
概要	中心市街地内における集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するイベントの開催に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画(施策3402)中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H31	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	新規事業者数：対前年度比+1/来場者数：対前年度比>=0				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化助成事業費					
R8予算	2,000千円					
R8予算 積算根拠	200千円×10件 ※中活ソフト対象事業 一般財源所要額の1/2に対して特別交付税措置あり			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	11	1,962
				R6	10	2,000
				R5	8	1,600
				R4	7	1,886
補助率・補助額	5分の4			上限額	200千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体
交付要件	中心市街地内におけるイベント開催事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている

鳥取市補助金カルテ

NO.	288	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金				
概要	弥生にぎわい拠点市民交流ホールの運営費補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用件数：対前年度比>=0				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	市民交流ホール運営費補助金					
R 8 予算	9,878千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・人件費 5,293千円×10/10 ・管理費 4,585千円×4/5 ※中活ソフト対象事業 一般財源所要額の1/2に対して特別交付 税措置あり			R 7 (見込)	1	9,878
				R 6	1	9,878
				R 5	1	9,878
				R 4	1	9,878
補助率・補助額	10分の10、5分の4			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取商工会議所
交付要件	弥生にぎわい拠点（パレットとっとり）市民交流ホール運営主体
対象経費	人件費、固定管理費（共益費、事務管理費、保険料、租税公課、修繕費）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ実績に基づく稼働状況表及び写真等を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 ホールの運営に必要な人件費であり団体の収入等では賄えないため。 2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。 2-7 過去の交付実績や直近年度の活動内容等を総合的に判断し、過年度実績額を上限として増額せずに対応している。
公益性	-
公平性	4-1 生活インフラ費用の高騰等により補助対象経費が年々上昇しているものの、補助金額としては過年度実績を上限として増額せずに対応しているため。なお、勤務体制や開館時間を含む運営方法について、補助対象者と協議を行っています。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	事業内容の妥当性を精査し、公平性に努めるとともに、必要に応じて内容の見直し等を検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	289	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金(鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業費)				
概要	中心市街地内における集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するイベントの開催に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画(施策3402)中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H31	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数：前年度比±0以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画総務費	
歳出事業名	鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業費					
R8予算	2,000千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	500千円×4件 ※中活ソフト対象事業 一般財源所要額の1/2に対して特別交付税措置あり			R7(見込)	4	2,000
				R6	4	2,000
				R5	4	2,500
				R4	4	2,000
補助率・補助額	5分の4			上限額	2,000千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	新鳥取駅前地区商店街振興組合
交付要件	市道駅前太平線又は市道駅前太平線を中心に鳥取駅周辺エリア一帯で実施する事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている

鳥取市補助金カルテ

NO.	290	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金				
概要	中心市街地活性化協議会を組織する一般財団法人鳥取開発公社に対し、協議会の運営に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中心市街地活性化基本計画における目標指標に準じる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化協議会運営助成事業費					
R 8 予算	14,501千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・プロジェクトマネージャー業務委託費4,800千円×10/10 ・スタッフ（2人）人件費 9,335千円×10/10 ・一般管理費 732千円×1/2			R 7 (見込)	1	11,513
				R 6	1	11,078
				R 5	1	12,221
				R 4	1	11,224
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	（一財）鳥取開発公社				
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定に基づき中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織する団体				
対象経費	給与、報酬、謝金・保険料・共済費・委託費（専門人材による事業実施に係るもの）・会議費・旅費交通費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・燃料費・光熱水費・使用料及び賃借料・報償費・雑費・委託費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で証憑書類を確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	97.3%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 補助対象事業は公益事業のため収益性が低く人件費を補助対象としないと安定的な運営が損なわれるため。2-6, 2-7 補助対象事業は公益性が高く本事業による収益も見込めないため、安定した事業実施のために当該補助率による支援が必要である。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	291	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業補助金				
概要	空き家情報バンクに賃貸物件として登録された中心市街地の物件を対象に、空き家の残置物処分に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3402）中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用件数：1件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
歳出事業名	街なか居住推進事業費				
R8予算	300千円				
R8予算 積算根拠	300千円×1件＝300千円 ※県間接補助（県1/3・市1/6・実施主体1/2）				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	0		
	R6	1	193		
	R5	0	0		
	R4	0	0		
補助率・補助額	4分の3				
上限額	300千円				
特定財源	県費,				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	県内に在住する個人、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体 等
交付要件	事業対象の空き家は次の要件をすべて満たすこと。 ①国又は地方公共団体等の所有ではなく②建築基準法その他関係法令に違反しておらず③事業実施期間終了までに鳥取市空き家情報バンクに賃貸専用物件として登録しており④対象建築物を4年以上賃貸の用に供し⑤対象建築物内の賃貸の用に供する部分の残置物を全て撤去・処分すること。
対象経費	空き家の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄）に要する費用 ※補助対象となる残置物処分は、鳥取市内に本店又は営業所等を有する事業者で行ったものに限る。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 県間接補助事業であり補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	292	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金				
概要	中心市街地の空き家の利活用に向けて、戸建て空き家を居住用に改修する経費や店舗等に用途変更する費用等を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3402）中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H25	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用件数：1件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
歳出事業名	街なか居住推進事業費				
R8予算	500千円				
R8予算 積算根拠	空き家改修支援事業 500千円×1戸 ※県間接補助（県1/3・市1/6・実施主体1/2）			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R7 (見込)	0 0
				R6	0 0
				R5	0 0
				R4	2 1,000
補助率・補助額	2分の1			上限額	500千円
特定財源	県費,				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象建築物を所有、賃貸借または購入しようとする県内に在住する個人等
交付要件	居住のための改修：①実績報告日までに補助対象建築物に1名以上/世帯が入居②当該居住者のうち交付申請の日における年齢が45歳未満かつ中心市街地外から転入する者③10年以上居住する 等 事業のための改修：①実績報告日までに補助金対象建築物を活用するもの②新規事業又は中心市街地外から事業移転する者③工事完了日より10年以上活用する 等
対象経費	空き家の利活用に必要な改修工事等に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	293	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金				
概要	弥生にぎわい拠点市民交流ホールの運営者が、市民活動等で利用する団体の市民交流ホール利用料金減免相当額に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用件数：対前年度比>=0				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	市民交流ホール運営費補助金					
R 8 予算	1,400千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	過去の実績から算定。			R 7 (見込)	1	1,118
				R 6	1	973
				R 5	1	1,018
				R 4	1	1,138
補助率・補助額	3分の2			上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取商工会議所
交付要件	市民交流ホール利用者の利用料減免額相当分
対象経費	ホール利用料のうち、減免とした部分
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の利用実績に基づく計算書で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	294	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まち歩き推進実証事業補助金				
概要	第4期中心市街地活性化基本計画にて設定している「まち歩き推進ゾーン」において、鳥取市中心市街地活性化協議会が実施するまち歩き推進実証事業に対して支援を行うもの。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3402）中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R7	終期	R9年度末で廃止		
効果目標	述べ会場来場者数 591人以上（令和7年度実績以上）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	まち歩き推進事業費					
R 8 予算	2, 000千円					
R 8 予算 積算根拠	対象経費 2, 500千円×4/5 ※中活ソフト対象事業 一般財源所要額の1/2に対して特別交付 税措置あり			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	1	2, 000
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額		5分の4		上限額	2, 000千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中心市街地活性化協議会
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定に基づき設置される鳥取市中心市街地活性化協議会
対象経費	鳥取市中心市街地活性化基本計画で定める「まち歩き推進ゾーン」での賑わい創出やウォークブル推進に資する実証事業の実施に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	サンセット（3年間で終了）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	295	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市暮らし・にぎわい再生事業補助金				
概要	中心市街地に公益的な用途を含む都市機能導入施設のまちなか立地等に対して支援を行うことにより、まちなかの暮らし・にぎわいを再生し、中心市街地に不足している都市機能の集積を促進する。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	中心市街地の活性化に関する法律（第9条第6項）、第12鳥取市総合計画（施策3402）中心市街地の活性化、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中心市街地活性化基本計画における目標指標に準じる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	暮らし・にぎわい再生事業費					
R8予算	6,667千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	今町二丁目地区再生可能性調査 1件 9,999,990×2/3（国1/3、市1/3、民間1/3）			R7 (見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	2/3又は4/5			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	民間事業者等
交付要件	鳥取市中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、公共公益施設等の都市機能等の導入を図る事業
対象経費	暮らし・にぎわい再生事業計画に従って行われる都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに要する費用
精算方法	交付決定年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の契約書や領収書、事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国間接補助事業であり補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-